

奈良県学級編制基準・教職員配置基準の見直しについての見解

30人以下学級をめざす奈良県連絡会

奈良県が来年度から小中学校の教員配置を変更

2006年1月24日付けで、奈良県教育委員会教職員課は、各市町村教育委員会教育長に対し、「公立小中学校の学級編制基準の改正について」「校長・教頭・教諭等配置基準の改正について」という通知を行いました。以下その内容の要点と本会の見解を述べます。ご検討をお願いいたします。

学級編制基準の変更

1、障害児が7名以上の学級がある学校では、学級数を増やす

障害児学級の一学級の児童・生徒数の上限を、現行の8名から6名とする

この措置は、過大な障害児学級をなくすという意味で改善といえます。これまで、私たちが長年要望しつづけてきたことであり、実施するべきです。この措置で増える学級は、平成17年度の試算で小学校7学級、中学校2学級、計9学級（=教職員9名増）です。

教職員配置基準の変更

2、障害児学級数は計算に入れないで教員数を決めるので、学校によっては教員数が減ることになる

教職員配置基準を

【現行】普通学級数と障害児学級数との合計数を配当基準表に照らして算出した数の教員を配当
(下記別表参照)

【見直し】普通学級と障害児学級の教員配当は別基準によるものとする。

通常学級数を配当基準表に照らして算出した数と障害児学級数との合計数の教員を配当

ただし、「学校運営に支障をきたすことのないようにするため」、緩和措置(1年間だけの措置)として

緩和措置1 (単年度措置=1年間だけの措置)

新基準による教員配当数が旧基準を下回る場合、下表の緩和数を加える

【下回る数】	【緩和数】
1人	±0
2人	+1人
3人	+2人
4人	+3人

つまり、新基準による教員減を一年間は1校あたり1人ととどめる措置をとるということ

緩和措置2 小学校の場合

・障害児学級1学級あたりの平均児童数が1.75人以上(ただしこの数値は今後の学級編制の変動により調整することもある)となる学校については、旧基準による配当数を下回らないよう、教員1名を配当する

・通常学級が6学級以下の学校で、障害児学級を含めた合計学級数が7学級以上の学校については、旧基準による配当数を下回らないように教員1名を配当する。(ただし において措置している場合は、この措置は行わない)

つまり、障害児数が少数ではない場合と、小規模小学校(6学級+障害児学級1学級など)は、一年間は削減しないということ

緩和措置2 中学校の場合

障害児学級が2学級以上である場合で、いずれの学級も生徒数が1人である学校を除き、すべての中学校において、旧基準による配当数を下回らないよう教員を1名配当する。

つまり、障害児が1名ずつ2学級か、1学級でないかぎり、教員1名分をもどすということ。

3、配置基準表の若干の改善（数字は校長、教頭先生の数を含みます。）

【小学校】全校で2学級の場合 教員3名 4名

【中学校】全校で23学級の場合 教員37名 38名、24学級の場合 教員38名 39名

25学級の場合 教員39名 40名 26学級の場合 教員41名 42名

27学級の場合 教員42名 43名

いずれも改善ですが、平成17年度には、2学級の小学校は存在せず、23～27学級の中学校は、3校（＝教員3名増）しかありません。ほんのわずかな改善です。

学校に配置される教員数はどのくらい変わるか？

平成17年5月1日調査の奈良県学校基本調査の数字をもとに、今回の配置基準改定で、いったい何人の教職員が増減するのか試算してみました。

	緩和措置がある場合	緩和措置がない場合	障害児学級増による教員増	配置基準改善による教員増	緩和措置あり合計	緩和措置なし合計
小学校	-36名	-132名	+7名	0名	-29名	-125名
中学校	-18名	-111名	+2名	+3名	-13名	-106名
合計	-54名	-243名	+9名	+3名	-42名	-231名

実際には、学級数、在籍児童生徒数の変動があり、来年度の数値は変わってきます。

教員削減がねらい？

県教委は、来年度教員1名減となる学校は、30校～40校（1月現在の予想）としています。そして、配置基準改定により、学級増や教員増になる学校も生まれるので、教職員全体の総数は変わらないと説明しています。しかし、この試算表からもわかるように、全体としては、教職員減となることはさげられそうにありません。

そして県教委は、毎年徐々に「緩和措置（単年度措置）」の内容を変えていくことにより、教職員を削減できることとなります。「緩和措置」がなくなってしまうと、実に200名以上の教職員が削減される計算となります。「緩和措置」は、財政的な理由により政府や県当局から公務員（教職員）大幅削減を求められたときに、改悪された配置基準数まで教職員を削減するための調節弁なのです。

教員減は学校の教育条件を引き下げる

過大な規模の障害児学級が是正されることは、教育条件の改善です。同時に今、教育困難を抱える学校現場では、ゆきとどいた、ていねいな教育の保障のために、ひとりでも多くの教職員を配置してほしいと切望しています。30人以下学級実現の運動は、そうした国民の願いで行われます。

そんな中で、学級数に応じて配置されてきていた教員数を減らすことは、小学校の専科教員、中学校の教科担任が減らされることとなります。つまり、教員一人あたりの授業時間数が増えることになり、教員にとっては、現状でさえ多忙で過重な仕事が、さらに激化します。そして、子ども達は専門的な教科(特に図工・美術科、技術・家庭科などが予想される)の指導が十分に受けられなくなることも予想されます。教員が十分な授業準備をすることができなくなるからです。学校リストラの被害者は、結局子ども達です。

そもそも学校の教職員数はどうやって決まるのか？

学校の教職員の定数について定めている「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「義務標準法」という法律があります。

学級編制

- ・ 国は原則 40 人の標準（学級の上限人数）を設定・・・30 人以下学級実現にはこの部分の改正が必要
- ・ 都道府県（給与負担者）は域内の基準を設定・・・これが「奈良県教職員配置基準」の根拠
- ・ 市町村は学級編制を実施・・・民意が直結しやすい市町村に学級の編制権がある

義務標準法による国の標準定数算定の内訳

標準定数	基礎定数	A 基礎定数教員 (学級担任分)	学級担任	学級数の数だけ算定	七条の(1)
		B 基礎定数加配教員 (学級担任以外の教員分)	小学校専科 中学校副担任 等	学校数、学級数にもとづいて定数を算定 (下記表を参照) 今回県の改悪により削減されようとしている部分 各学校へは県が配置基準をつくり配当	
	加配定数	C 指導方法工夫 改善加配教員	少人数指導加配 チームティーチング 選択教科(中学)等	県からの申請を受けて、 政令に定められた基準にもとづき、 児童生徒数等を考慮して 定める。 各学校へは、県が判断して配当	七条の(2)
		D 特別事情 研修研究加配教員	障害児通級指導加配 人権教育推進加配 研究推進校加配 長期研修の代替 等		十五条

校長、事務職員、栄養職員、養護教諭、指導主事などは別の配置基準で配置されます

義務標準法は、「義務教育水準の維持向上のため、学級規模と教職員配置の適正化を図ることを目指して、学級編制と教職員定数の標準について必要な事項を定める」ことが目的です。地方の財政力の差によって教育条件に格差が生じることを防ぐために、どのくらいの規模の学校なら何人くらいの教員を配置するべきであるという「標準」を決めているのです。「維持向上」とは、「最低基準」を意味します。それを規定しているのが、「基礎定数」です。

奈良県の教職員配置基準は、義務標準法の「基礎定数」を下回る？

「基礎定数」は「学校数、学級数にもとづいて定数を算定」とありますが、今回の基準改悪を、この法律にてらして検討してみましょう。(平成 17 年度の基準と学校・学級数で計算しています)

【表の見方】 教職員数は教頭を含みます。校長は含みません。

- ・「学校規模」は学校の全学級数です。もちろん障害児学級を含んだ数です。
- ・「法の定める乗数」とは、義務標準法の第 6 条の「置くべき教職員の総数」=「基礎定数」を算定するために、7 条に定められている「乗ずる数」のことです。
- ・「基礎定数」は学級数と乗数をかけあわせて求めた数です。(注)この数値は、教頭・教諭、助教諭および講師の配置数です。
- ・「県基準配置数」は、奈良県教育委員会が定める平成 17 年度基準で配当される教員数です。
- ・「県と国との差」は学校規模ごとにみた「基礎定数」と「県基準配置数」との差です。マイナスの数値になれば、基礎定数を下回っていることとなり、プラス 1 以上の数値となれば基礎定数以上ということを意味します。乗数が少数のため、基礎定数はどうしても 1 未満の端数ができますから、どの県でも切り上げたり、切り下げたりします。その切り上げ方、切り下げ方に県ごとの配置基準の違いがあります。

・「学校数」は、奈良県全体の平成17年度の学級数ごとの学校の数です。

・「配置数と定数の差」は、その合計数が、県全体にみた「県基準配置数」と法の「基礎定数」との差となって現れます。

標準法の「基礎定数」の算定と、「奈良県教職員配置基準数」との差(小学校)

学校規模	国の補助対象となる定数		県基準配置数	県と国の差		配置数と定数の差	
学級数A	乗ずる数B	(A × B)C	奈良県D	D - C(E)		学校数F	E × F
1	1.000	1.000	1	0.000	0	0.000	
2	1.000	2.000	3	1.000	0	0.000	
3	1.250	3.750	4	0.250	3	0.750	
4	1.250	5.000	5	0.000	2	0.000	
5	1.200	6.000	6	0.000	6	0.000	
6	1.292	7.752	7	-0.752	15	-11.280	
7	1.264	8.848	9	0.152	23	3.496	
8	1.249	9.992	10	0.008	18	0.144	
9	1.249	11.241	11	-0.241	8	-1.928	
10	1.234	12.340	12	-0.340	5	-1.700	
11	1.234	13.574	13	-0.574	4	-2.296	
12	1.210	14.520	14	-0.520	7	-3.640	
13	1.210	15.730	15	-0.730	7	-5.110	
14	1.210	16.940	17	0.060	16	0.960	
15	1.210	18.150	18	-0.150	21	-3.150	
16	1.200	19.200	19	-0.200	12	-2.400	
17	1.200	20.400	20	-0.400	12	-4.800	
18	1.200	21.600	21	-0.600	6	-3.600	
19	1.170	22.230	22	-0.230	8	-1.840	
20	1.170	23.400	23	-0.400	8	-3.200	
21	1.170	24.570	25	0.430	13	5.590	
22	1.165	25.630	26	0.370	8	2.960	
23	1.165	26.795	27	0.205	5	1.025	
24	1.165	27.960	28	0.040	5	0.200	
25	1.155	28.875	29	0.125	2	0.250	
26	1.155	30.030	30	-0.030	3	-0.090	
27	1.155	31.185	31	-0.185	5	-0.925	
28	1.150	32.200	32	-0.200	2	-0.400	
29	1.150	33.350	33	-0.350	1	-0.350	
30	1.150	34.500	34	-0.500	0	0.000	
31	1.140	35.340	35	-0.340	1	-0.340	
32	1.140	36.480	37	0.520	0	0.000	
33	1.140	37.620	38	0.380	0	0.000	
34	1.137	38.658	39	0.342	1	0.342	
35	1.137	39.795	40	0.205	0	0.000	
36	1.137	40.932	41	0.068	0	0.000	
37	1.133	41.921	42	0.079	0	0.000	
38	1.133	43.054	43	-0.054	0	0.000	
39	1.133	44.187	44	-0.187	0	0.000	
40	1.133	45.320	45	-0.320	0	0.000	
合計	義務標準法「基礎定数」国庫負担分と実際に県が配置した教員数との差						-31.332

標準法の「教職員定数」の算定と、「奈良県教職員配置基準数」との差(中学校)

学校規模	国の補助対象となる定数		県基準配置数	県と国の差	配置数と定数の差	
学級数A	乗ずる数B	(A × B) C	奈良県D	D - C (E)	学校数F	E × F
1	4.000	4.000	2	-2.000	0	-
2	3.000	6.000	6	-	1	-
3	2.667	8.001	8	-0.001	11	-0.011
4	2.000	8.000	8	-	10	-
5	1.660	8.300	9	0.700	1	0.700
6	1.750	10.500	10	-0.500	1	-0.500
7	1.725	12.075	12	-0.075	6	-0.450
8	1.725	13.800	13	-0.800	2	-1.600
9	1.720	15.480	15	-0.480	3	-1.440
10	1.720	17.200	17	-0.200	8	-1.600
11	1.720	18.920	18	-0.920	8	-7.360
12	1.570	18.840	19	0.160	4	0.640
13	1.570	20.410	20	-0.410	5	-2.050
14	1.570	21.980	22	0.020	5	0.100
15	1.560	23.400	23	-0.400	7	-2.800
16	1.560	24.960	25	0.040	4	0.160
17	1.560	26.520	26	-0.520	5	-2.600
18	1.557	28.026	28	-0.026	7	-0.182
19	1.557	29.583	30	0.417	4	1.668
20	1.557	31.140	32	0.860	3	2.580
21	1.550	32.550	33	0.450	2	0.900
22	1.550	34.100	35	0.900	1	0.900
23	1.550	35.650	36	0.350	0	-
24	1.520	36.480	37	0.520	3	1.560
25	1.520	38.000	38	-	0	-
26	1.520	39.520	40	0.480	2	0.960
27	1.517	40.959	41	0.041	1	0.041
28	1.517	42.476	43	0.524	0	-
29	1.517	43.993	45	1.007	0	-
30	1.517	45.510	47	1.490	1	1.490
31	1.517	47.027	48	0.973	0	-
32	1.517	48.544	50	1.456	1	1.456
33	1.515	49.995	51	1.005	0	-
34	1.515	51.510	53	1.490	1	1.490
35	1.515	53.025	54	0.975	0	-
36	1.483	53.388	55	1.612	0	-
37	1.483	54.871	56	1.129	0	-
38	1.483	56.354	57	0.646	0	-
39	1.483	57.837	59	1.163	0	-
40	1.483	59.320	60	0.680	0	-
41	1.483	60.803	62	1.197	0	-
42	1.483	62.286	63	0.714	0	-
合計	義務標準法「基礎定数」国庫負担分と実際に県が配置した教員数との差					-5.948

奈良県の小中学校には、法の基礎定数どおりの教職員数が配置されていない

この表でみるとおり、奈良県の教職員配置基準は、法の定める基礎定数を下回っている部分も上回っている部分もあります。学校数が多い学級規模のところで切り下げられているため、県全体としてみると、小学校では32名分、中学校では6名分、合計38名分の教員が、「基礎定数」としては、学校に配置されていないということになります。

そして、障害児学級数を、基礎定数を算定するための学級数から除外するという今回の改悪が行われると、法の基礎定数分がさらに切り下げられてしまうということになります。

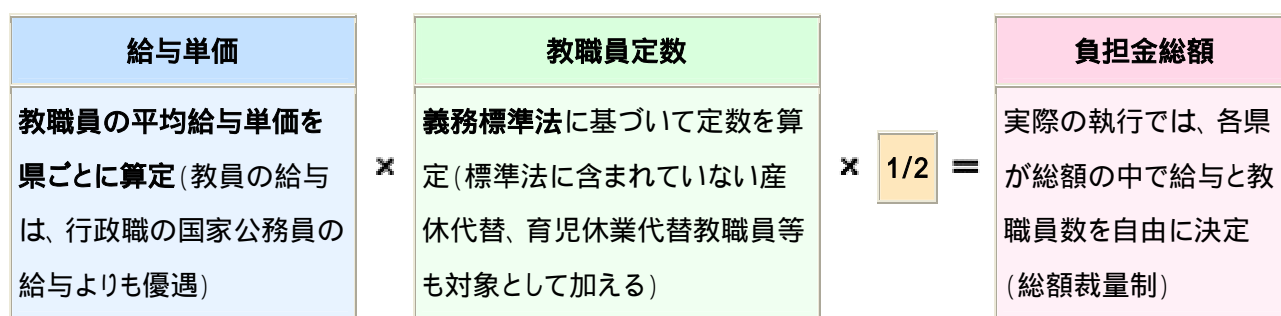
基礎定数から切り下げられる分（平成17年度の数値でみた場合）

小学校分	中学校分	緩和措置なしの時	障害児学級増分	配置基準改善分	合計
-32名	-6名	-243名	+9名	+3名	-269名

国庫負担の基礎定数「浮き」分は加配定数に流用されている？

「義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る」ことを目的とする義務教育国庫負担法という法律があります。

その国庫負担額の算定方法は、次のようになっています。



平成18年度からは、国庫負担の割合が1/3に改悪されそうです。

県が国に負担金を請求する算定は、「義務標準法に基づき定数を算定」することになっているわけですから、上記の「基礎定数」で算定して請求します。ですから、国からは「基礎定数」相当の教員給与額が県には、支給されるはずですが、ところが平成17年度、各学校に配置された教員数は、標準の「基礎定数」を38名下回っています。「浮かせた」定数分の国庫負担金はどこにいったのでしょうか。

平成15年度の決算書を見ると、国庫負担の対象となる定数よりも、実際に配置された教員数が上回っています。(平成16年度については、国への報告書によっては実態がつかめないうえに変更されています)ですから、国庫負担金を教育費以外の別の予算に流用しているということはないようです。しかし、全県的にみれば、総定数のつじつまがあっているとしても、法の標準として示されている数の教職員が配置されていない学校の子どもや保護者、教職員にとっては、やはり納得のいかない話です。法の下での平等、教育の機会均等の原則はどうなるのでしょうか。

つまり「浮かせた」定数分が、上記の表にあった国「加配定数」の部分(少人数指導加配教員、人権教育推進教員等)に足して増やされているのだと思います。法的には基礎定数は、算定上の数字であって、「実際の執行では、各県が総額の中で給与と教職員数を自由に決定(総額裁量制)」することになっているからです。

まず基礎定数部分は各学校にちゃんと配置してほしい

国加配教員は、少人数学級実施に使えるようになった「少人数指導加配教員」のように、学校現場に

とってありがたいものもありますが、「教育改革」推進のための研究指定など、国や県のやりたい、やらせたい教育のための推進教員として加配されることも多いです。また、そのために現場を離れ、教育委員会などで仕事をする指導主事などにも使われているのだと考えられます。まず各学校に基礎定数分の教員をちゃんと配置してほしい。むしろ学校現場にこそより多くの教員を配置すべきです。

この疑問に対して、県教委は、教職員配置の実際について、詳細な資料を県民に明らかにして、説明責任をはたす義務があると考えます。

私たちは、情報公開を求めるとともに、県に標準の基礎定数以上の教職員配置を求めたいと思います。

国の標準定数の国庫負担算定

標準定数						
基礎定数算定分				国加配定数算定分		
学校数、学級数によって算定				政令に定める基準に基づき、		
学級担任教員分		担任以外教員分		県の申請を受けて、		
				児童生徒数等を考慮して算定		
県の配置の算定						
学級担任 教員	担任 以外 教員	従来からの 切り崩し分 38名	今回制度改悪で 切り崩される分 243名	加配教員		負担 教員 費 単 独
県負担分（ただし地方交付税交付金として国庫から補助）						
?年後リストラ						
学級担任 教員	担任 以外 教員	切り 崩し分 ?名	加配教員 (県の申請数 が減ると減る)			負担 教員 費 単 独
県負担分（ただし地方交付税交付金として国庫から補助）						

1/2(1/3)国庫負担分

1/2(2/3)県費負担分

特別支援教育実施のための「人的資源の再配分」？

今回の県の措置には、国文科省が進める「特別支援教育」(障害児教育の新しい構想)の実施との関係が深いと考えられます。国の方針では、「特別支援教育コーディネーターの指名」「LDやADHDなど軽度発達障害児の通級指導教室対象化」「発達相談などのための専門家チームの創設」などを進めるとしていますが、その実施には、「人的、物的資源の再配分」(=現状の教員と施設だけを活用して行う)としているからです。「基礎定数」分を切り崩した分のいくらかは、そういう教員として加配されることが予想できます。

今回、障害児学級の上限定数が8名から6名となることは改善です。しかし同時に、緩和措置の条件として、障害児数÷障害児学級数が、小学校で1.75以上、中学校で1以上としていることの意味するものはなんなのでしょう？それは、今後、小規模障害児学級は校区をまたいで再編合併し、学級数を減らすというリストラの準備をしているのではないかと考えられます。

年度途中の転入生で41人以上学級ができて、学級数は増やさない？

そしてもうひとつ「通知」には、次のようにあります。

「原則として、通常学級に係る年度途中の学級編制の変更については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第5条後段の規定による同意は行わない」

義務標準法の第5条は、

「市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制について、あらかじめ、都道府県の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。同意を得た学級編制の変更についても、また同様とする。」とありますから、

県教委は、転入生がやってきて学級が41人以上となって、市町村(学級編制者)が、県教委(教員の給与負担者)に「学級を解体して、学級を増やしたいので教員を配置してください」といつてきても、「同意」しません=給与を負担しません という事を宣言しているのです。

奈良県ではこれまで、そのような場合には、「同意」されて、常勤の講師が配置され、学級増がなされてきました。これは、年度途中で児童生徒数が減っても学級は減らさないが、増えたら増やすという制度として、県民の長い間の要求運動によって実現されるようになった積極的な向上の制度でした。また、総額裁量制に制度が改悪される平成15年度までは、国に毎月の定数を報告するようになっていて、学級を増やせば教員定数も増え、国庫負担の対象となるという制度になっていたのです。

国の制度改悪は理由にならない

今回の県の制度改悪が、義務教育国庫負担制度が、来年度より負担額が1/2から1/3へと改悪されることを理由とするならば、それは筋違いだといえます。すでに見てきたように義務標準法そのものはなんら変更されていません。それどころか、子どもの教育を県の重点政策と考え、40人という学級定員の標準=最低基準を越えて、少人数学級へ踏み出した県(福島県や山形県など)も出てきているくらいなのです。国の負担制度の改悪は、許されないことですが、そのどさくさにまぎれて、県が果たさなければならない、今まで果たしてきた義務的な役割まで切り下げようとするのは、許されないことです。

しかも、国庫負担制度というのは、残りの1/2(2/3)の分も、県に対する地方交付税の基準財政需要額の積算基礎に算入されることとなる確固とした制度であり、県の財政力に応じて国から配分されます。ですから、国の制度改悪を理由にはできないはずで、柿本知事も参加していた全国知事会など地方6団体が、政府に義務教育国庫負担制度の廃止と税源委譲を求める提言を行った議論の中でも、「国庫負担制度がなくなっても、教員給与分を流用するようなことは断じてない」と繰り返されていたはずで、

戦後教育行政の原則

そもそも、なぜ学級編制の権限が、国や都道府県にあるのではなく、市町村にあるのかを考えたいと思います。

「教育行政は、教育活動の内容に立ち入らず、「諸条件の整備」も国民の意に即して行われるという原則は、戦前国家主義教育の反省に立つ戦後教育行政の著しい特色である。(中略)

教育行政における国と地方の二重性は、国の行政事務にかかわる権限の地方への分与を定めるものではなく、地方公共団体の固有の事務としての教育行政を国が援助するという「地方自治」の原則に基づく。その根拠は、権限としての教育の具体的な保障を、日常的にそれぞれの条件に即して行うことができ、かつその制度と内容と方法のすべてが国民の意思を反映して行われるためには、市町村単位での教育行政が基盤となるべきだからである。この民意との直結が、教育行政における「民主主義の原則」であり、また教育が政治によって支配されることのないよう独立的な行政委員会を設置して「教育の自主性確保」が図られる」(『図解による法律用語辞典』自由国民社)

このような原則に立ち、学級編制の権限を市町村がもちます。しかし財政力の格差による条件の格差を防ぐため、給与負担の責任は都道府県がもち（県費負担主義）、国は国庫負担と地方交付税によってその財源を保障するという義務標準法、義務教育国庫負担法が成り立っているのです。

それなのに、「義務教育水準の維持向上」のために法で定められた標準＝最低基準を県が切り崩して教育条件を悪化させたり、県が市町村に対し、一方的に「年度途中の学級編制の変更には同意しない」と通告し、41人以上学級を放置するのは、これらの原則に照らして不当なことだといわざるをえません。

私たちは30人以下学級の実現と教職員配置基準の改善を要求します

困難な教育現場の実態を改善するための必要最小限の教育条件整備として、子ども達のためにすべての学級で30人以下学級を実現してほしいということを、私たちは繰り返し訴え、とりくんできました。全国的に少人数学級が実施されるなど、教育条件を改善しようとする様々な努力が続けられてきている中、このたびの県教委の教職員配置基準の改悪は、そのことに逆行するものであり、断じて許すことができません。

私たちは、あらためて奈良県と奈良県教委に対し、30人以下学級の実現と教職員配置基準の改善を強く訴え、下記のことを要望します。

- 1、障害児学級の定員を6名とする改善は、実施すること
- 2、障害児学級数を基礎定数を算定する学級数に含めている義務標準法どおり、従来のように障害児学級を教職員配置基準の学級数にカウントすること
- 3、県の教職員配置基準を、義務標準法に標準とされている教職員配置数を下回らないように改善すること（特に6学級、13学級の小学校、8学級、11学級の中学校の改善を急ぐこと）
- 4、どの学校でも実態に応じ公平に少人数学級が実施できるように、当面、少人数指導加配教員の基準配置により35名学級を実施すること（加配教員の使い方については各学校にまかせること）
- 5、年度途中からの学級増のある場合、県の負担で学級増の措置をとること

今の予算内でも35人以下学級実施は十分に可能

奈良県では、現在443名の少人数指導加配教員が学校に配置されています。そして、各学校の判断により、加配教員が学級担任をして少人数学級を実施するやり方（少人数学級）か、ある教科だけ学級を解体して少人数授業を実施するために加配教員を使うやり方（少人数授業）かを選択する方法が採用されています。

しかし、加配教員の配置基準は明確ではなく、配置されていない学校もあります。平成17年度の学級数、児童生徒数より試算すると、学級定員を上限35名とする基準により現在の少人数指導加配教員を配置するだけで、県下公平に35人以下学級実施が十分可能です。

35人以下学級実現のために必要な教員数

小学校	中学校	合計
282名	112名	394名

《参考文献・資料》

『本当の30人学級を考える—知っておきたい先生の配置のしくみ』橋口 幽美（著）自治体研究社

『平成17年度学校基本数一覧表』奈良県教育委員会事務局教育企画課

『平成17年度障害児学級設置学校担任者名簿』奈良県障害児学級設置学校長協会

《協力》

ゆとりある教育をもとめ、全国の教育条件を調べる会